

経営力向上設備等を取得し、税制措置を受ける場合

<新規申請>

- ①申請書（様式第1）（押印不要）
- ②チェックシート（押印不要）
- ③返信用封筒（※1）
- ④工業会等による証明書（写し）（※2）

発電設備等を取得し税制措置を受ける場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」の添付も必要になります。

<変更申請>

- ①変更申請書（様式第3＋第1）（押印不要）
- ②変更申請用チェックシート（押印不要）
- ③返信用封筒（※1）
- ④工業会等による証明書（写し）（※2）
- ⑤実施状況報告書
- ⑥直近の経営力向上計画認定書（一式）の写し

発電設備等を取得し税制措置を受ける場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」の添付も必要になります。

（※1）A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。

（※2）経営強化税制A類型の税制措置の場合は上記④を、経営強化税制B類型の税制措置の場合は、上記④にかえて、「投資計画の確認申請書（写し）及び経済産業局の確認書（写し）」を提出して下さい。